騒音規制法に基づく特定施設一覧

(法第2条第1項 施行令別表第1)

- 一 金属加工機械
 - イ 圧延機械 原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。
 - □ 製管機械
 - ハ ベンディングマシン ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット 以上のものに限る。
 - ニ 液圧プレス 矯正プレスを除く。
 - ホ 機械プレス 呼び加圧能力が294キロニュートン(30トン)以上のものに限る。
 - へ せん断機 原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。
 - ト 鍛造機
 - チ ワイヤーフォーミング マシン
 - リ ブラスト タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
 - ヌ タンブラー
 - ル 切断機 といしを用いるものに限る。
- 二 空気圧縮機及び送風機 原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
- 三 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 原動機の定格出力が 7 . 5 キロワット以上のものに限る。
- 四 織機 原動機を用いるものに限る。
- 五 建設用資材製造機械
 - イ コンクリートプラント 気ほうコンクリートを除き、混錬機の混錬容量が 0 . 4 5 立方メートル以上のものに限る。
 - ロ アスファルトプラント 混錬機の混錬重量が200キログラム以上のものに限る。
- 六 穀物用製粉機 ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上の ものに限る。
- 七 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー 原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。
 - 八 砕木機
 - 二 帯のこ盤 製材用のものにあっては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、 木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。
 - ホ 丸のこ盤 製材用のものにあっては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、 木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。
 - へ かんな盤 原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。

八 抄紙機

- 九 印刷機械 原動機を用いるものに限る。
- 十 合成樹脂用射出成形機
- 十一 鋳型造型機 ジョルト式のものに限る。